

○ふくおか県央環境広域施設組合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例

〔平成31年4月1日〕
〔条例第19号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、ふくおか県央環境広域施設組合の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及びその支給方法並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 報酬を年額で受け取る者にはその職に就いた月から、報酬を支給する。

2 報酬を年額で受け取る者が任期満了、辞職又は死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

3 前2項の場合における報酬は、前条の規定にかかわらず、報酬年額の12分の1に在職月数を乗じて得た額とする。

4 報酬は、毎年3月末までに支給する。

第4条 報酬を日額で受け取る者には、職務のため会議等に出席した日数に応じて、その都度報酬を支給する。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が職務上必要に応じ会議等に出席したときは、費用弁償として1日につき800円を支給する。

2 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償としてふくおか県央環境広域施設組合職員等旅費条例（平成31年条例第23号）に定める旅費を支給する。

(重複支給の禁止)

第6条 特別職の職員は、いかなる場合においても、重複して報酬及び費用弁償を受け取ることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬の額	
監査委員	年額	24,000 円
地方自治法第138条の4第3項の規定 に基づく審議会等の委員	日額	5,900 円